

別冊（参考資料）

- ・ 議題 2 ・ ・ ・ ・ p 1 ～ 2
- ・ 議題 3 ・ ・ ・ ・ p 3
- ・ 議題 4 ・ ・ ・ ・ p 4 ～ 13

○海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する手続規程

平成 12 年 8 月 14 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会告示第 2 号

松浦海区漁業調整委員会告示第 2 号

(根拠)

第 1 条 佐賀県有明海区漁業調整委員会及び松浦海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)の規定に基づいて公聴会を開催するときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第 2 条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(日時、案件等の公示)

第 3 条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日の少なくとも 5 日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は、インターネットを利用して閲覧に供する方法のほか、会長が適当と認める場所に掲示する方法により行うものとする。

(平 21/有明海漁委/松浦海漁委/告示 3・一部改正)

(文書の提出)

第 4 条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第 5 条 公聴会における公述者の範囲は、左に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

(公述機会の公平)

第 6 条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ぶものとする。

(公述者の発言)

第7条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第8条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第9条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第10条 公述者は、委員会の同意を得た場合には代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年／有明海漁委／松浦海漁委／告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

機船船びき網（あみ 1 そう船びき網）漁業許可状況一覧

支 所 名	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
諸 富 町										
早 津 江										
大 詫 間										
南 川 副										
広 江										
東 与 賀 町										
佐 賀 市								1		
久 保 田 町	1	1	1							
芦 刈										
福 富 町								2	2	2
新 有 明									1	1
白 石									1	2
鹿 島 市					1	1		2	4	5
た ら	3	4	4	4	4	3	4	3	1	
大 浦										
計	4	5	5	4	5	4	4	8	9	10
許 可 枠	30	30	30	30	30	30	30	10	10	10
許 可 期 間	H26. 7. 15 ～ H26. 11. 30	H27. 7. 15 ～ H27. 11. 30	H28. 7. 15 ～ H28. 11. 30	H29. 7. 15 ～ H29. 11. 30	H30. 7. 15 ～ H30. 11. 30	R元. 7. 15 ～ R元. 11. 30	R2. 7. 15 ～ R2. 11. 30	R3. 7. 15 ～ R3. 11. 30	R4. 7. 15 ～ R4. 11. 30	R5. 7. 15 ～ R5. 11. 30
備 考										

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 58 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和 4 年 5 月 31 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 傘幅 40 センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 06 分 30 秒、	東経	130 度 09 分 00 秒
イ	北緯	33 度 05 分 10 秒、	東経	130 度 11 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 05 分 18 秒、	東経	130 度 11 分 30 秒
エ	北緯	33 度 06 分 32 秒、	東経	130 度 09 分 03 秒

- (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 58 秒、	東経	130 度 14 分 04 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 13 分 29 秒
ウ	北緯	33 度 08 分 29 秒、	東経	130 度 13 分 46 秒
エ	北緯	33 度 08 分 12 秒、	東経	130 度 13 分 56 秒
オ	北緯	33 度 08 分 13 秒、	東経	130 度 14 分 09 秒
カ	北緯	33 度 08 分 37 秒、	東経	130 度 13 分 54 秒
キ	北緯	33 度 09 分 36 秒、	東経	130 度 13 分 44 秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 0 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定に基づき、佐賀県有明海区におけるうみたけについて、次のとおり指示する。

令和 5 年 5 月 8 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

（採捕の禁止）

1 令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 3 1 日までの間の佐賀県有明海において、うみたけの採捕を禁止する。ただし、2 の承認を受ける場合、または試験研究等のために佐賀県有明海区漁業調整委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

（承認操業）

2 船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに佐賀県有明海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（1）承認の対象漁業

佐賀県有明海区有共第 1 号で操業するうみたけ漁業および簡易潜水器漁業とする。

（2）承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は、ねじ棒漁業が 60 隻、簡易潜水器漁業が 10 隻とする。

（3）操業期間

令和 5 年 6 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までとする。

（4）夜間操業の禁止

操業時間は、午前 5 時 3 0 分から午後 7 時までの時間とする。

（5）休漁日の設定

毎週土曜日は休漁日とする。

(6) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(7) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和5年8月31日までに、委員会が別に定める漁獲成績報告書を提出しなければならない。

(8) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、公示した日から令和6年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 1 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 5 年 5 月 3 1 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 3 1 日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に出入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 5 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 6 年 3 月 2 7 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

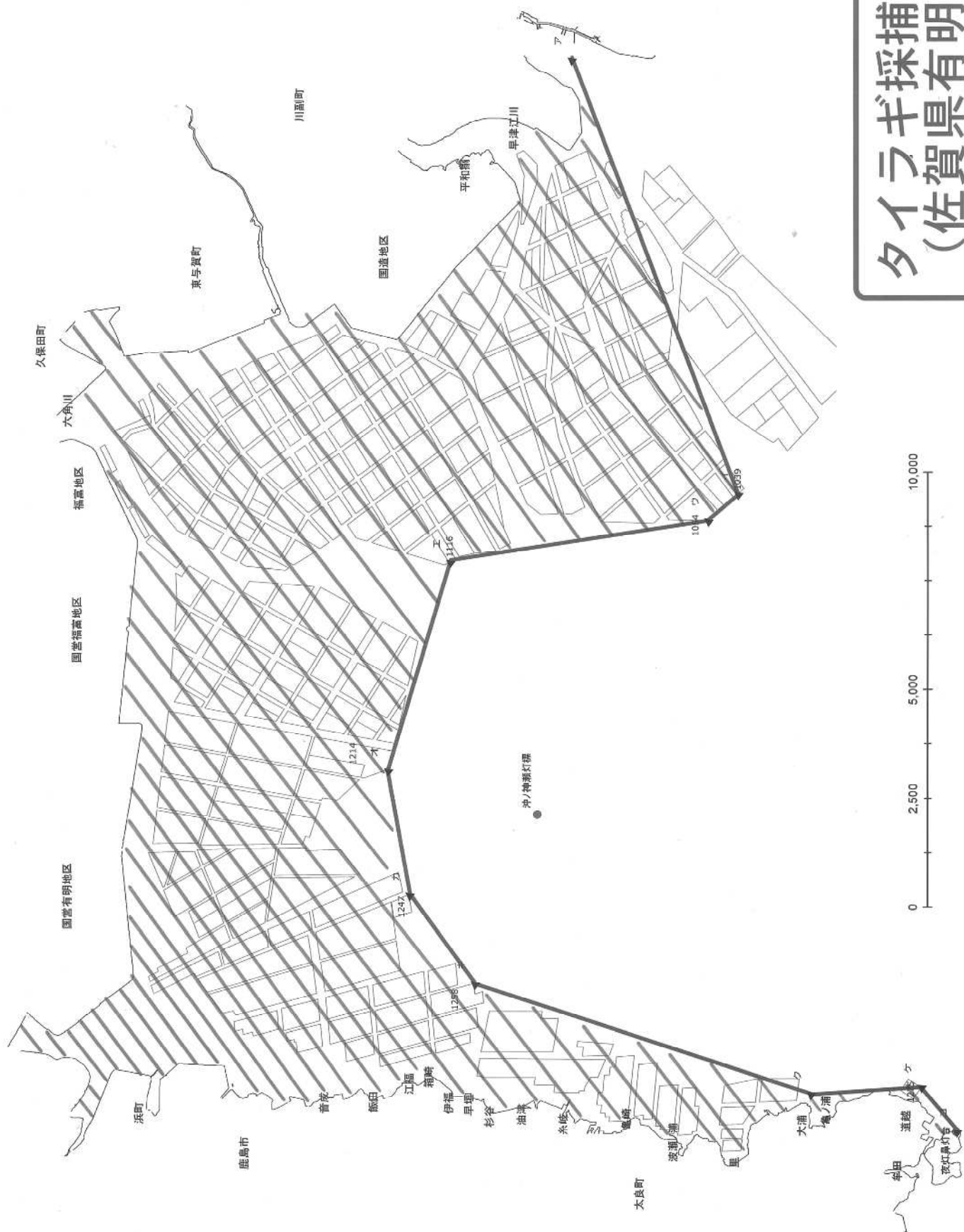
1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

2 指示の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。



タイヤギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)